

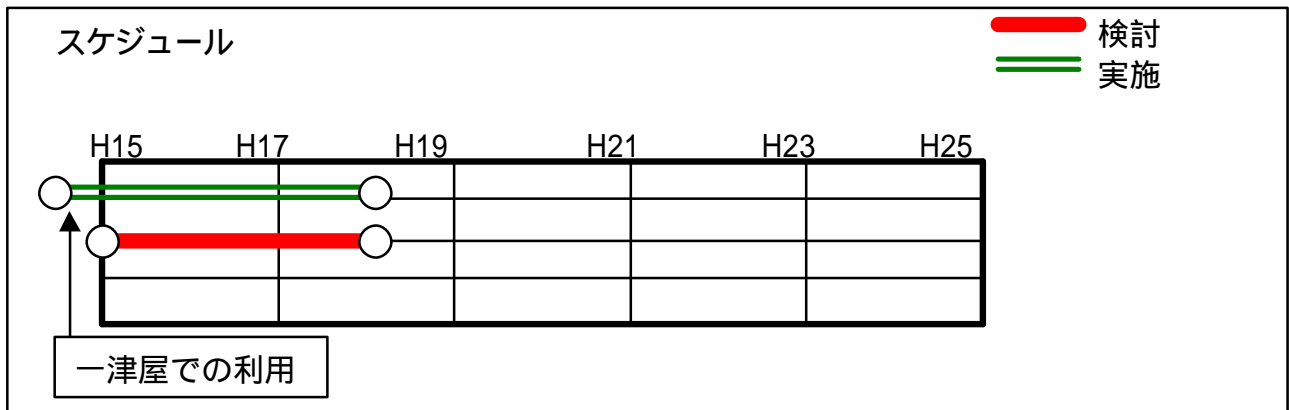
説明資料 (第2稿)での記載箇所	章項目	5.5.1	ページ	p.52	行	7行目
事業名	水上オートバイの利用規制		河川名	淀川本川		
府 県	大阪府	市町村	摂津市	地先	一津屋	

現状の課題
 現在では、利用期間、利用時間及び利用範囲を限定し、利用者に秩序ある利用を要請することにより、水面の無秩序な利用や騒音等の苦情は減ってきているが、水質調査の結果では、ベンゼンやレシキン等が検出され新たな問題となっている。

河川整備の方針
 水面利用が多様化している箇所については、水面利用協議会等の組織を活用して、船舶等が守るべき通航方法を定め、その適用区域を指定することで、秩序ある水面利用の適正化を図る。



具体的な整備内容
 淀川本川では、当面、摂津市一津屋地区での利用に限定し、調査を継続する。
 しかし、将来的には摂津市一津屋地区には、大阪府、大阪市及び守口市の水道水源に近く、水質調査の結果では基準値以下ながらベンゼンやキシレン等の検出も確認されていることから、下流域の生物の生息・生育環境への影響を踏まえ、上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討する。

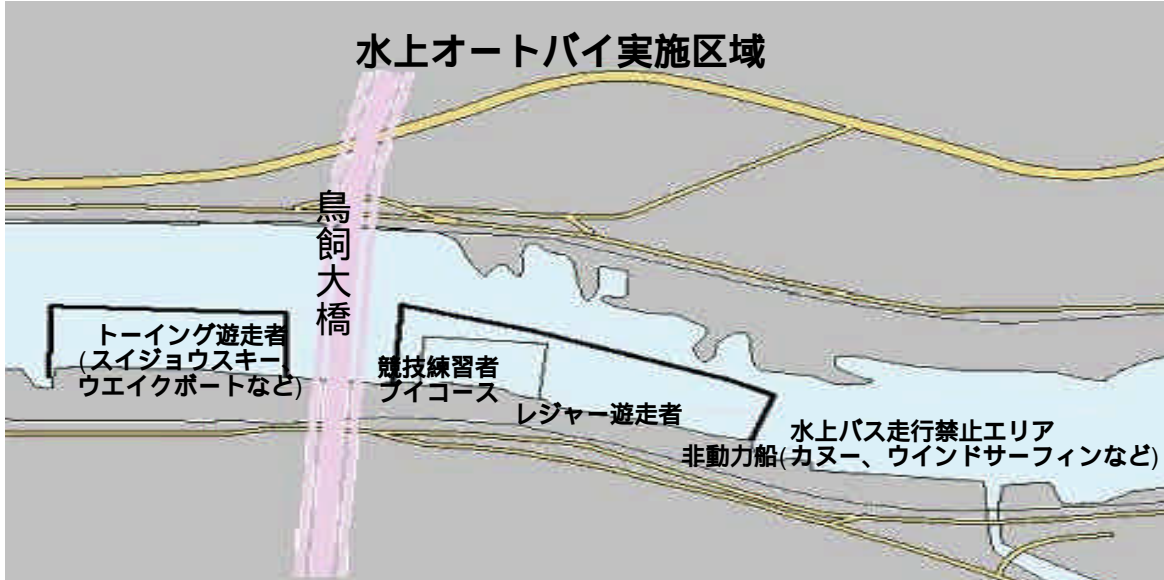


概要等

利用期間：6月16日～10月15日の土、日、祝日

利用時間：午前10時～午後4時

場 所：一津屋地区（鳥飼大橋付近、下図参照）



水質調査の結果では基準値以下ながらベンゼンやキシレン等の検出も確認されていることから、下流域の生物の生息・生育環境への影響を踏まえ、上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討する。

検討にあたっては、摂津市一津屋地区での過去3年間の利用実態を評価した上で、既設の淀川水面利用調整協議会（平成10年12月設立）にて検討する。

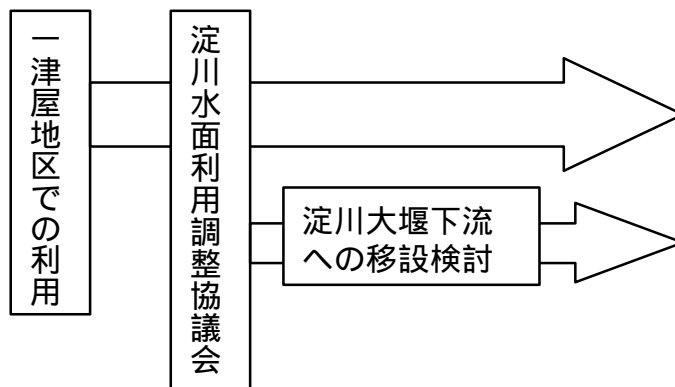
淀川水面利用調整協議会

学識経験者：防災、工学、環境、法学

関係行政機関：運輸局、海上保安庁、大阪府警、大阪府、大阪市、高槻市、守口市、枚方市、寝屋川市、摂津市

河川管理者：近畿地方整備局、淀川河川事務所

フローチャート



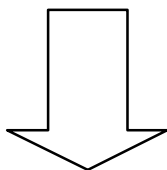
整備効果

摂津市一津屋地区での利用に限定

河川環境への影響を最小限に留める。

利用者同士の衝突事故等の回避

騒音等の迷惑行為の減少



利用場所を淀川大堰下流への移設を検討

上水の取水がない地域へ移設することにより、水質汚濁の懸念が回避される。

提案理由 (代替案含む)

提言

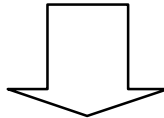
水上バイク・プレジャーボート、釣りなどによる利用については、

「水を汚染しない」、

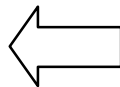
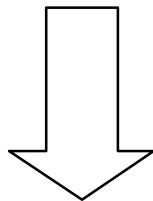
「川や湖の生態系を壊さない」、

「他人に迷惑をかけない(騒音、ごみ、事故の危険性、違法駐車等)」

ことを基本原則として、利用が適正に行われるよう規制を行う。



淀川本川での水上オートバイの利用については、当面、摂津市一津屋地区での利用に限定



水質汚濁の懸念

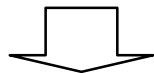
ベンゼンやレキシン等の検出

水面利用協議会等の組織において検討

上水の取水がない淀川大堰下流に移設する。

代替案

水上オートバイの利用を全面的に規制する。

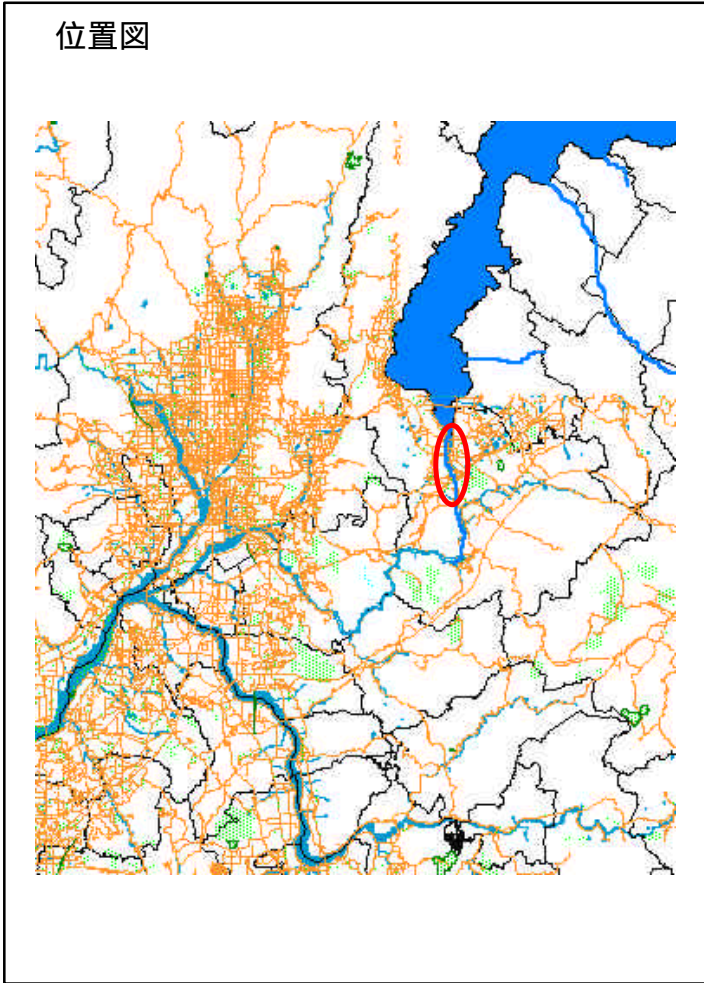


一定の規制を設けることにより、他人や河川環境に対して許容できる範囲であれば、自由使用は認めることが望ましい。

説明資料 (第2稿)での記載箇所	章項目	5.5.1	ページ	p.52	行	15・23行目
事業名	水上オートバイの利用規制 船舶等の通航規制		河川名	淀川本川(瀬田川)		
府 県	滋賀県	市町村	大津市	地先		

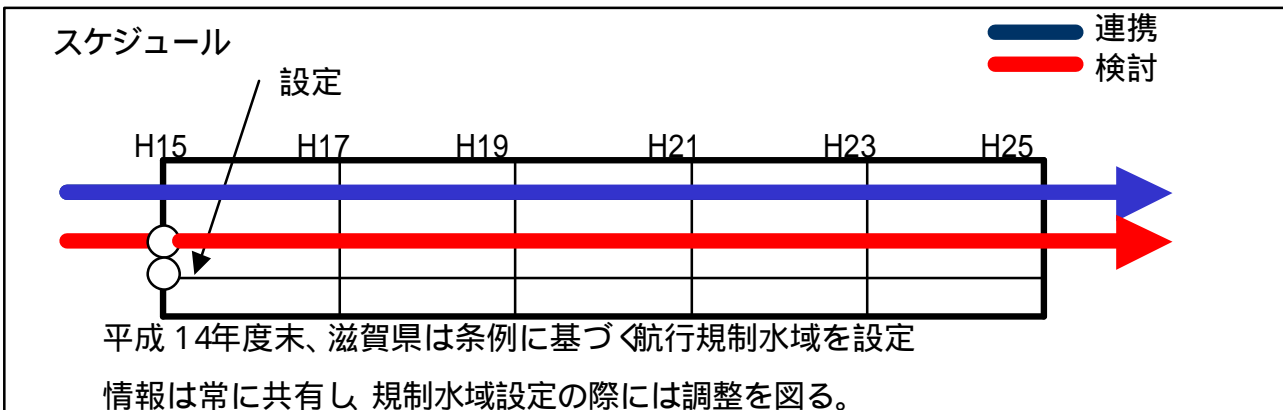
現状の課題
 琵琶湖では、淀川本川と同様に水上オートバイやプレジャーボート等の利用によって、騒音や排気ガスによる水質汚濁の問題が提起されている。

河川整備の方針
 水面利用が多様化している箇所については、水面利用協議会等の組織を活用して、船舶等が守るべき通航方法を定め、その適用区域を指定することで、秩序ある水面利用の適正化を図る。



具体的な整備内容
 滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(平成14年滋賀県条例第52号)が制定されているが、水上オートバイによる騒音及び水質等の問題について関係機関と連携し調査する。

 滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」(昭和30年滋賀県条例第55号)等により適正に管理されることを支援する。



概要

【滋賀県条例の概要】

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例

- ・琵琶湖の自然環境の保全、地域住民の生活環境保全を目的に制定。

滋賀県琵琶湖等水上安全条例

- ・「水上交通の安全確保」、「水上交通に起因して発生する騒音などの防止」等を目的に制定。

条例は、瀬田川洗堰より上流も対象

航行規制水域の指定により 水上オートバイやプレジャーボート等の利用を制限

【瀬田川の現状等】

現在、瀬田川では遊覧船、漁船、カヌーや手漕ぎボートの利用が主。

現状では、水上オートバイ等の利用による問題は発生していない。

フローチャート

河川管理者

瀬田川にて水上オートバイ等の利用による問題発生

連携

滋賀県

滋賀県琵琶湖レジャー利用の適正に関する条例

滋賀県琵琶湖等水上安全条例

水上オートバイやプレジャーボート等の規制水域の設定等

整備効果

航行規制水域の設定等による効果

琵琶湖(瀬田川を含む。以下同じ。)におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減

琵琶湖の自然環境およびその周辺における生活環境の保全

琵琶湖における水上交通の安全確保及び水上の使用に関する事故の防止

提案理由 (代替案含む)

提言

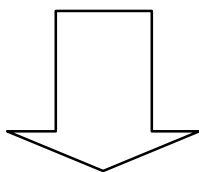
水上バイク・プレジャーボート、釣りなどによる利用については、

水を汚染しない」、

川や湖の生態系を壊さない」、

他人に迷惑をかけない (騒音、ごみ、事故の危険性、違法駐車等)」、

ことを基本原則として、利用が適正に行われるよう規制を行う。



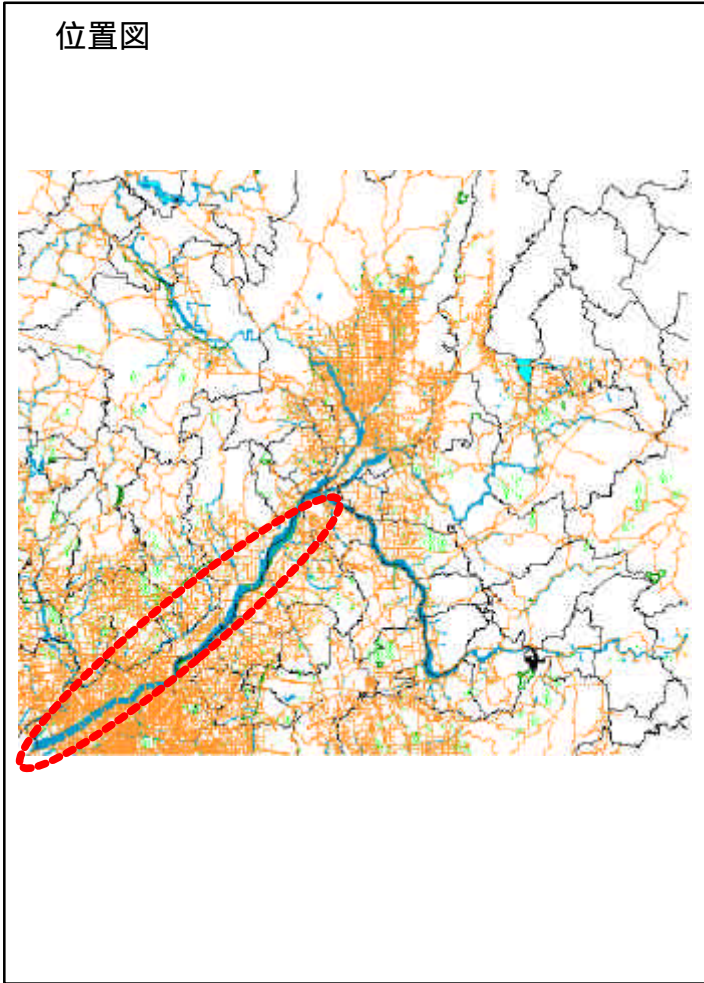
滋賀県域の瀬田川では、関係機関と連携を図りながら問題の解決を図る。

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例
滋賀県琵琶湖等水上安全条例 等

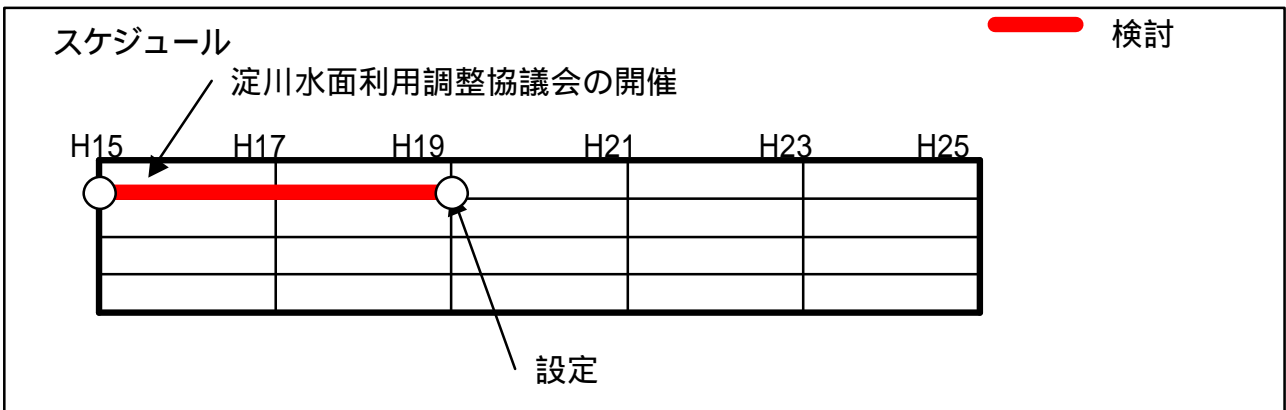
説明資料(第2稿)での記載箇所		章項目	5.5.1	ページ	p.52	行	20行目
事業名	船舶等の通航規制		河川名	淀川本川			
府 県	大阪府	市町村	沿川市町		地先		

現状の課題
 マリンスポーツの普及から水面利用の多様化が進み、水上オートバイやプレジャーボート等の利用が増えたことにより、騒音・水質汚濁だけでなく利用者間の接触事故も起きている。

河川整備の方針
 水面利用が多様化している箇所については、水面利用協議会等の組織を活用して、船舶等が守るべき通航方法を定め、その適用区域を指定することで、秩序ある水面利用の適正化を図る。



具体的な整備内容
 淀川本川では、水上オートバイやプレジャーボート等レジャー用動力船の通航禁止区域及び通航制限区域を設定する。



体制図

【検討機関】

淀川水面利用調整協議会 (平成 10年 12月設立)

学識経験者

関係行政機関

河川管理者

淀川河口部から大阪府域の三川合流点にかけての国土交通省管理の水面の安全かつ快適な利用を促進することを目的に設置

フローチャート

摂津市一津屋地区での利用

(秩序ある利用を達成)

水質調査の結果、ベンゼン、キシレン等の検出も確認。(新たな問題)

淀川水面利用調整協議会を開催

水上オートバイ、プレジャーボート等レジャー用動力船の通航禁止区域及び通航制限区域の設定を検討

淀川大堰より下流への移設検討

水上オートバイの利用箇所を特定

区域の特定

河川法等に基づき通航禁止区域及び通航制限区域の指定

整備効果

通航禁止区域及び通航規制区域の設定による効果

沿川住民の生活環境の保全 (騒音等)

河川環境の保全

水質汚濁による上水等への影響懸念の回避

水面利用者同士の衝突事故防止

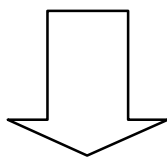
提案理由 (代替案含む)

水上オートバイやプレジャーボート等レジャー用動力船の増加による諸問題

騒音

水質汚濁

利用者同士の接触事故



提言

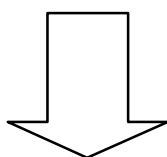
水上バイク・プレジャーボート、釣りなどによる利用については、

水を汚染しない」、

川や湖の生態系を壊さない」、

他人に迷惑をかけない (騒音、ごみ、事故の危険性、違法駐車等)」

ことを基本原則として、利用が適正に行われるよう規制を行う。



水面利用調整協議会等の組織において検討する。

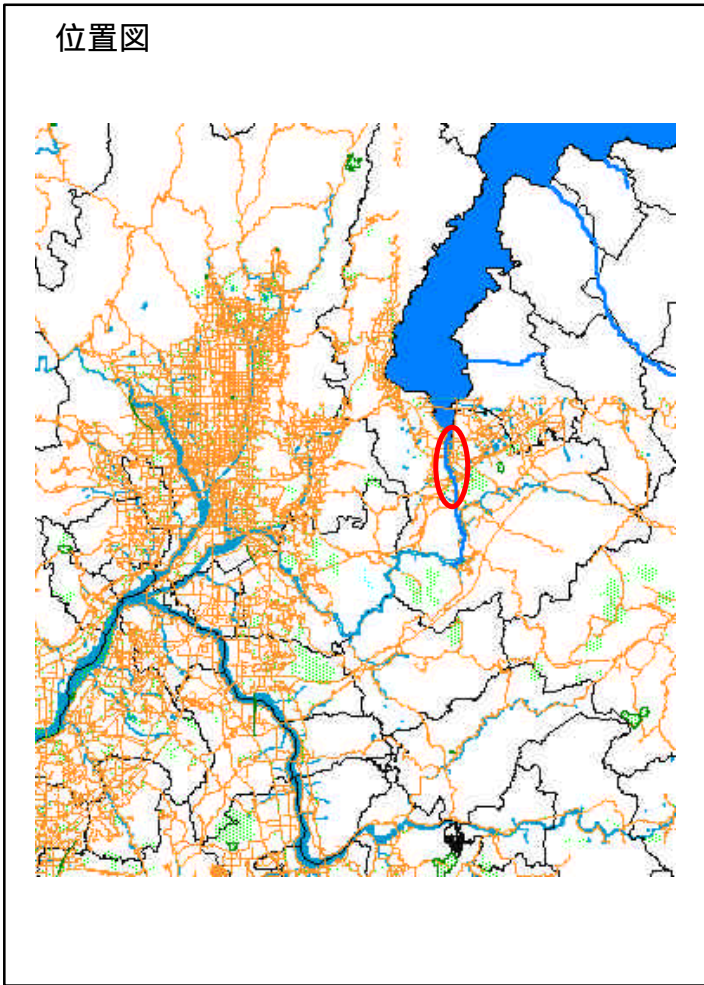
通航禁止区域の設定

通航制限区域の設定

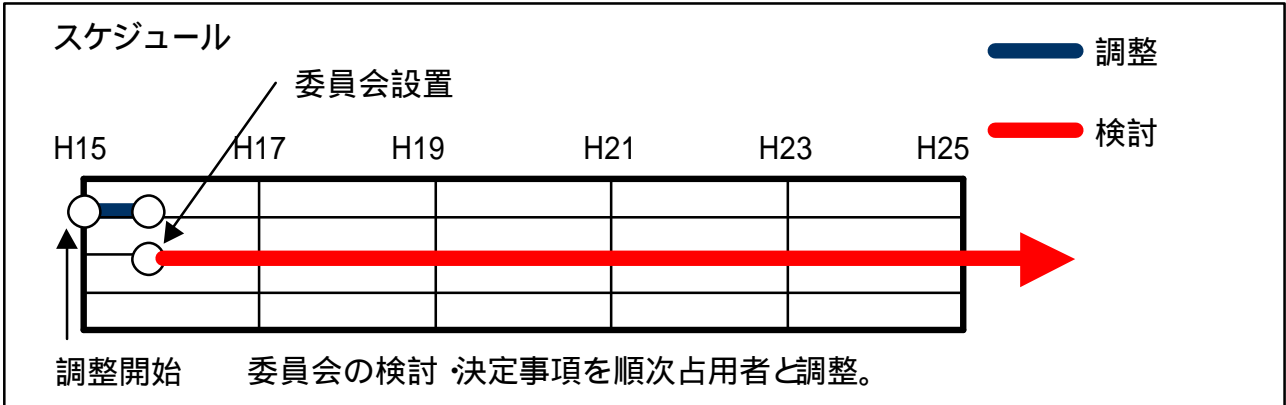
説明資料(第2稿)での記載箇所		章項目	5.5.1	ページ	p.52	行	26行目
事業名	瀬田川水辺利用者協議会(仮称)の設置		河川名	淀川本川(瀬田川)			
府県	滋賀県	市町村	大津市		地先		

現状の課題
 水面利用のための多数の棧橋や係留施設が、水辺の利用・景観を妨げている。

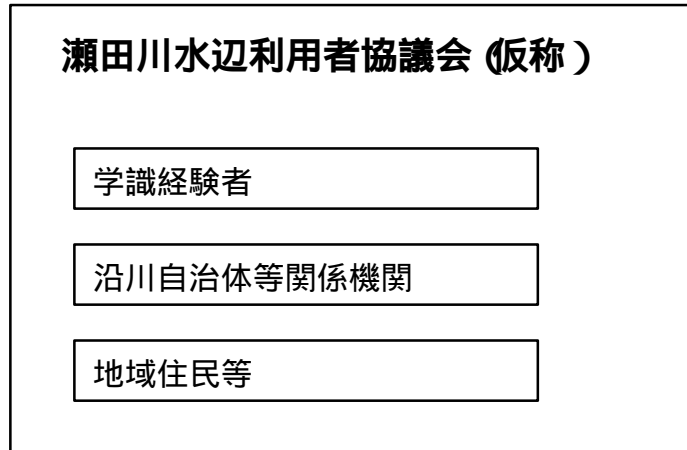
河川整備の方針
 瀬田川では、水面利用に伴う施設のあり方について、地元住民や住民団体と調整を図る。



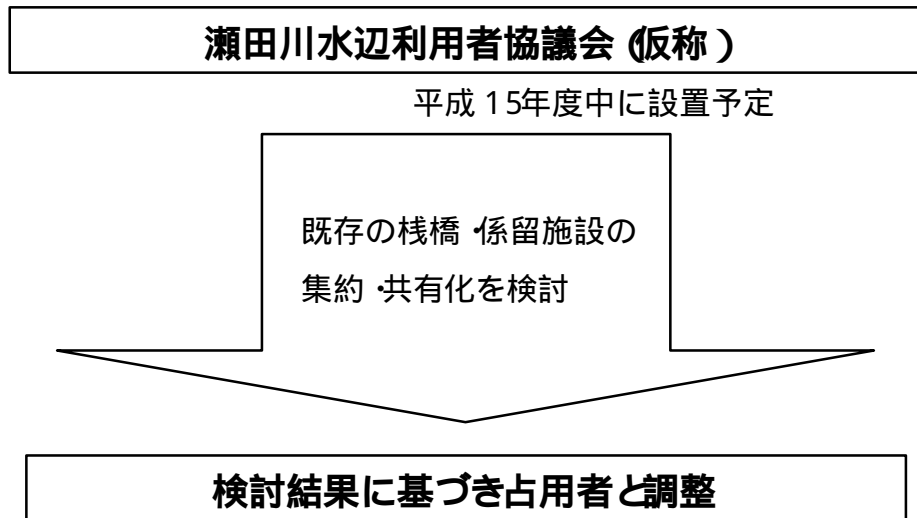
具体的な整備内容
 瀬田川では、学識経験者、沿川自治体等関係機関及び地域住民等からなる瀬田川水辺利用者協議会(仮称)を設置し、既存の棧橋・係留施設の集約・共有化並びに水辺のあり方を検討する。



体制図



フローチャート



整備効果

棧橋や係留施設の集約化・共有化による効果

棧橋や係留施設の集約化及び共有化による景観
の回復

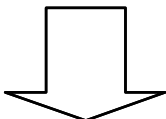
地域特性に配慮した景観の実現

一般利用者や沿川住民の水辺利用における効用
(水辺の利用しやすさ、景観 等)

提案理由 (代替案含む)

多数の棧橋や係留施設による諸問題

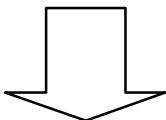
景観を妨げている。
水辺の利用を妨げている。



提言

利用者・利用者同士・管理者が、お互いに意志の疎通を図ったうえで、相互に調整を行い、独占的・排他的利用の制限など、適切な河川利用についての仕組みづくりを行う必要がある。

河川の利用に係る諸権利 (占有権等) については、一定期間ごとに見直しを実施し、時代の変化に対応していかなければならない。



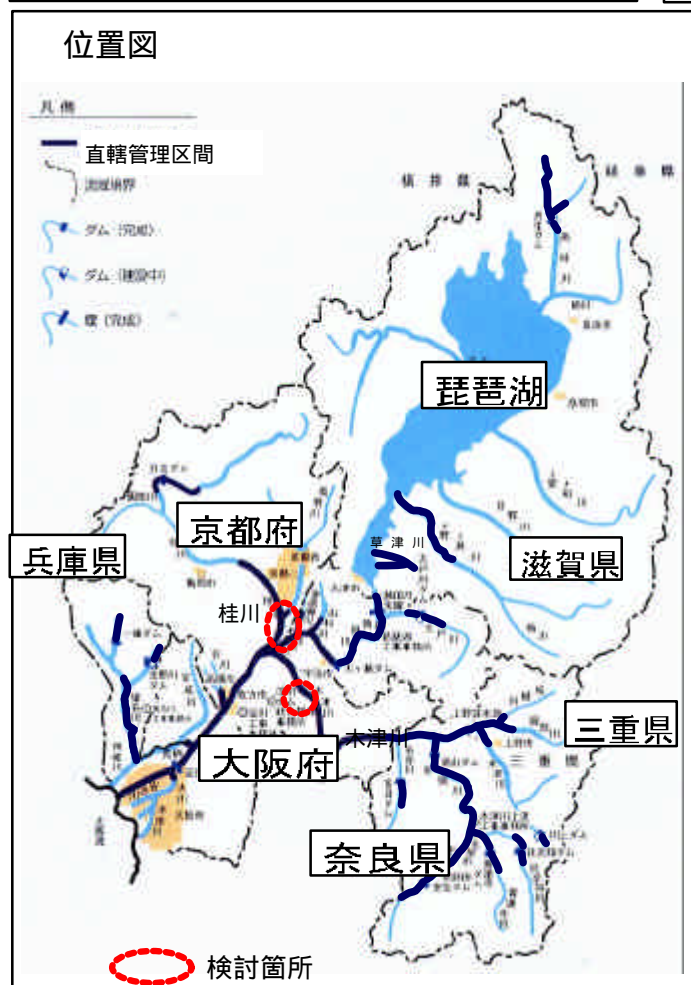
瀬田川水面利用委員会 (仮称) の設置

既存の棧橋や係留施設の集約化・共有化の検討
上記とあわせて、水辺のあり方についての検討

説明資料(第2稿)での記載箇所		章項目	5.5.1	ページ	p. 52	行	30行目
事業名	円滑な水面利用の確保		河川名	桂川・木津川			
府 県	京都府	市町村	沿川市町村	地先			

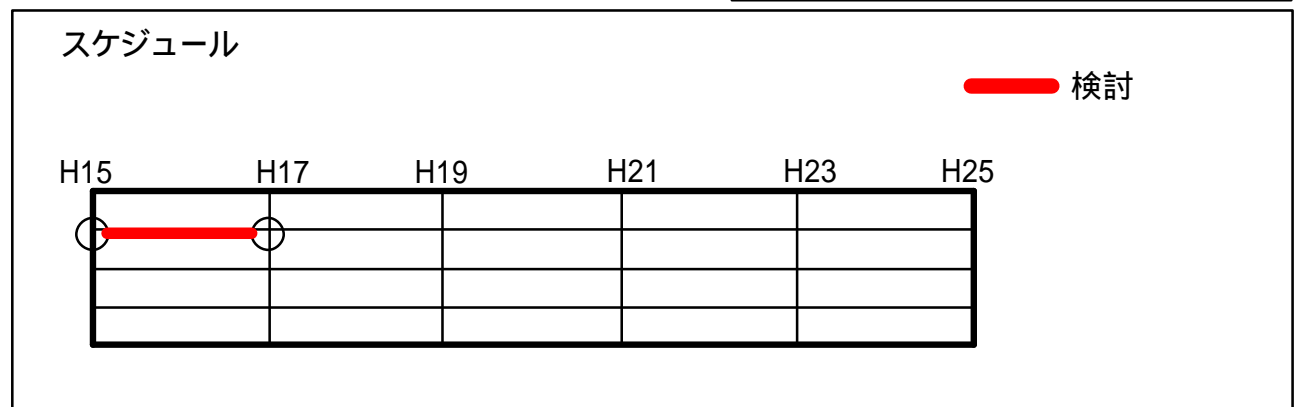
現状の課題
 カヌーや手漕ぎボート等による水面利用では、水辺へのアプローチの困難性や堰等の横断工作物による障害等、円滑な利用に支障が出ている。

河川整備の方針
 カヌーや手漕ぎボート等による円滑な水面利用を実現するため、水辺へのアプローチの困難性や堰等の横断工作物による障害等の改善を図る。



具体的な整備内容
 カヌーや手漕ぎボート等による円滑な水面利用を実現するため、利用者が多い箇所では、水辺へのアプローチの困難性や堰等の横断工作物による障害等の改善を検討する。

検討内容
 「5.2.1(2)縦断方向の河川形状の修復の検討にあわせて円滑な利用面でのアプローチ整備や堰等の横断工作物の改善を検討する。」



概念

水辺へのアプローチの困難性 や堰等の横断構造物による障害等

水辺の円滑な利用のために



アプローチ整備や横断工作物の改善を検討



流路が分断
6号井堰 (桂川)



魚道未設置
6号井堰 (桂川)



縦断的非連続
3号井堰 (桂川)

整備効果

障害等の改善効果

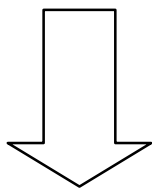
カヌーや手漕ぎボート等の水面利用者の利便性の向上

迷惑な水面へのアプローチ等、河川環境に影響を及ぼすような無秩序な利用の改善

提案理由 (代替案含む)

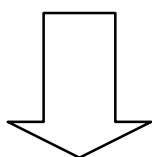
カヌーや手漕ぎボート等の利用における諸問題

水辺へのアプローチの困難性
無秩序なアプローチによる河川環境破壊の危惧
堰等の横断工作物による障害等



提言

川でなければできない利用」, 例えば、(途中省略)
水泳、カヌーなどは、川本来の機能を損なわないかぎり
において、促進を図るべきである。



カヌーや手漕ぎボートの円滑な利用の実現

利用者の人数、河川環境への影響、沿川住民への影響等に配慮のうえ、水辺へのアプローチ箇所を整備する。

障害となる堰等の横断工作物は、治水、利水及び河川環境を考慮のうえ、障害等の改善を検討する。

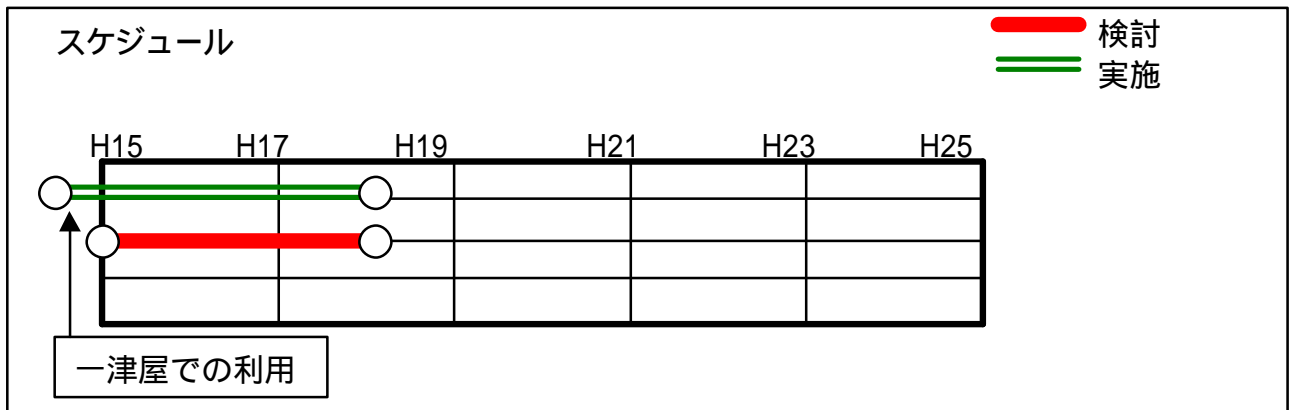
説明資料 (第2稿)での記載箇所	章項目	5.5.1	ページ	p.52	行	7行目
事業名	水上オートバイの利用規制		河川名	淀川本川		
府 県	大阪府	市町村	摂津市	地先	一津屋	

現状の課題
 現在では、利用期間、利用時間及び利用範囲を限定し、利用者に秩序ある利用を要請することにより、水面の無秩序な利用や騒音等の苦情は減ってきているが、水質調査の結果では、ベンゼンやレシキン等が検出され新たな問題となっている。

河川整備の方針
 水面利用が多様化している箇所については、水面利用協議会等の組織を活用して、船舶等が守るべき通航方法を定め、その適用区域を指定することで、秩序ある水面利用の適正化を図る。



具体的な整備内容
 淀川本川では、当面、摂津市一津屋地区での利用に限定し、調査を継続する。
 しかし、将来的には摂津市一津屋地区には、大阪府、大阪市及び守口市の水道水源に近く、水質調査の結果では基準値以下ながらベンゼンやキシレン等の検出も確認されていることから、下流域の生物の生息・生育環境への影響を踏まえ、上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討する。

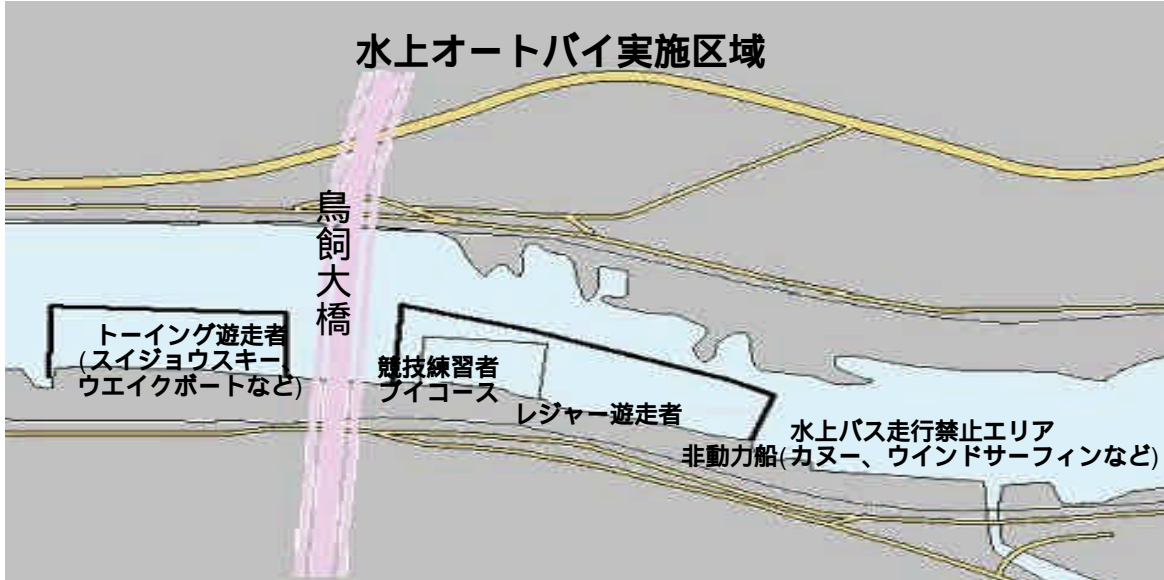


概要等

利用期間：6月16日～10月15日の土、日、祝日

利用時間：午前10時～午後4時

場 所：一津屋地区（鳥飼大橋付近、下図参照）



水質調査の結果では基準値以下ながらベンゼンやキシレン等の検出も確認されていることから、下流域の生物の生息・生育環境への影響を踏まえ、上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討する。

検討にあたっては、摂津市一津屋地区での過去3年間の利用実態を評価した上で、既設の淀川水面利用調整協議会（平成10年12月設立）にて検討する。

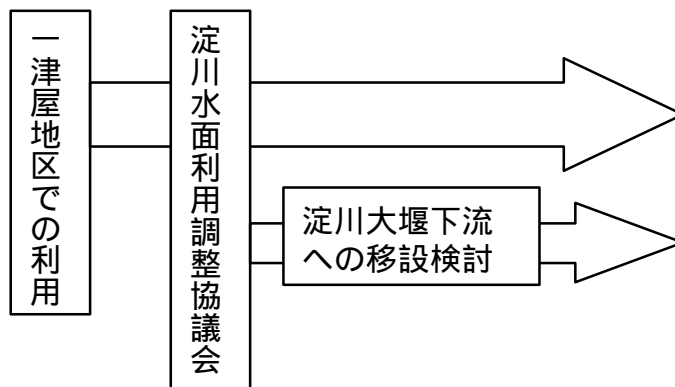
淀川水面利用調整協議会

学識経験者：防災、工学、環境、法学

関係行政機関：運輸局、海上保安庁、大阪府警、大阪府、大阪市、高槻市、守口市、枚方市、寝屋川市、摂津市

河川管理者：近畿地方整備局、淀川河川事務所

フローチャート



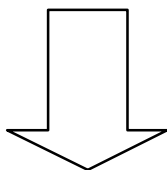
整備効果

摂津市一津屋地区での利用に限定

河川環境への影響を最小限に留める。

利用者同士の衝突事故等の回避

騒音等の迷惑行為の減少



利用場所を淀川大堰下流への移設を検討

上水の取水がない地域へ移設することにより、水質汚濁の懸念が回避される。

提案理由 (代替案含む)

提言

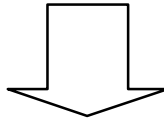
水上バイク・プレジャーボート、釣りなどによる利用については、

水を汚染しない、

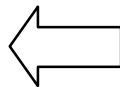
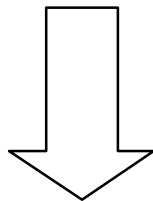
川や湖の生態系を壊さない、

他人に迷惑をかけない (騒音、ごみ、事故の危険性、違法駐車等)」

ことを基本原則として、利用が適正に行われるよう規制を行う。



淀川本川での水上オートバイの利用については、当面、摂津市一津屋地区での利用に限定



水質汚濁の懸念

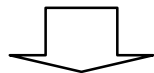
ベンゼンやレキシン等の検出

水面利用協議会等の組織において検討

上水の取水がない淀川大堰下流に移設する。

代替案

水上オートバイの利用を全面的に規制する。

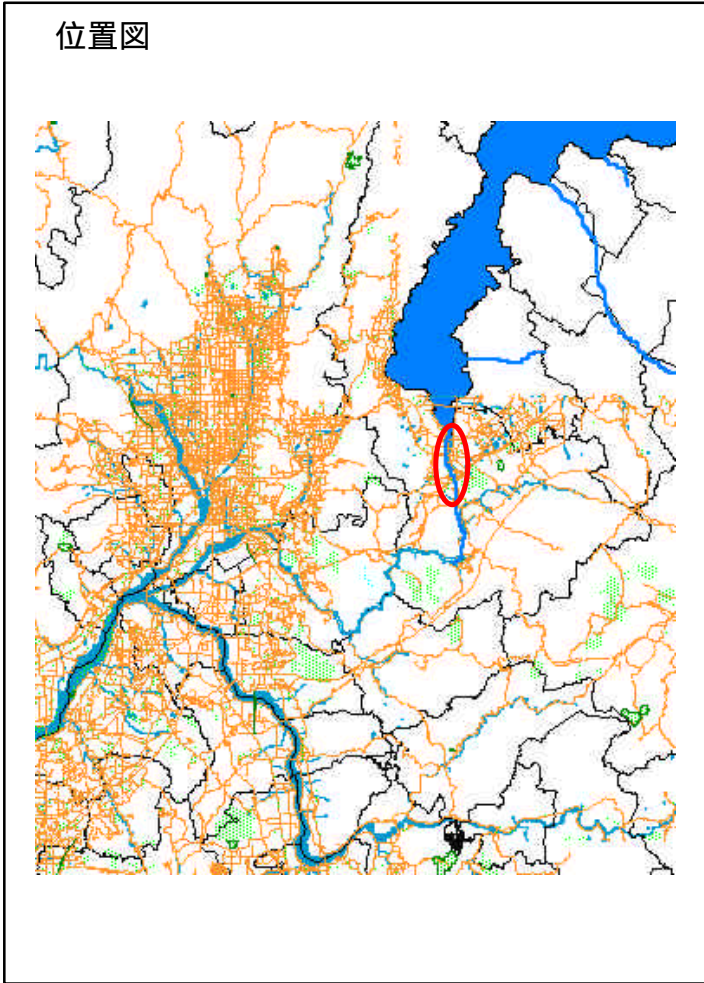


一定の規制を設けることにより、他人や河川環境に対して許容できる範囲であれば、自由使用は認めることが望ましい。

説明資料 (第2稿)での記載箇所	章項目	5.5.1	ページ	p.52	行	15・23行目
事業名	水上オートバイの利用規制 船舶等の通航規制		河川名	淀川本川(瀬田川)		
府 県	滋賀県	市町村	大津市	地先		

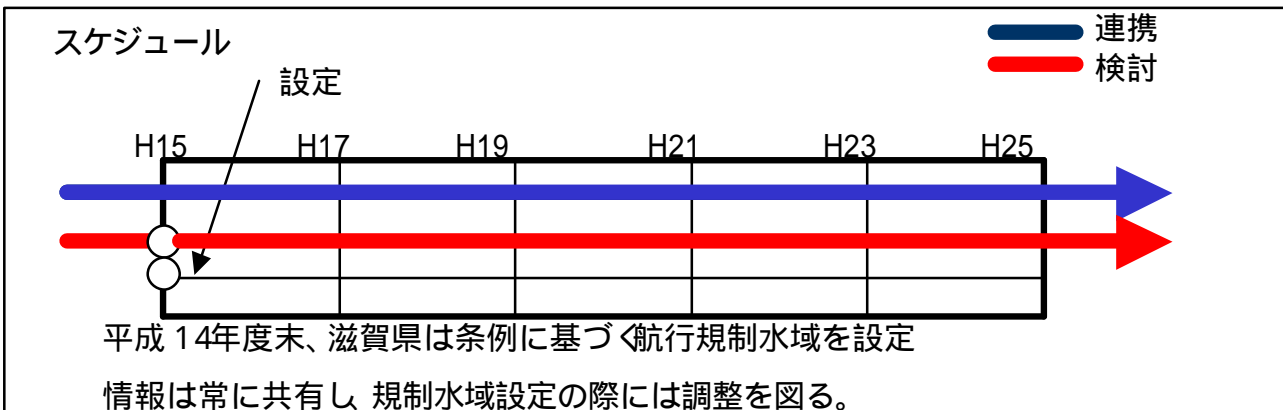
現状の課題
 琵琶湖では、淀川本川と同様に水上オートバイやプレジャーボート等の利用によって、騒音や排気ガスによる水質汚濁の問題が提起されている。

河川整備の方針
 水面利用が多様化している箇所については、水面利用協議会等の組織を活用して、船舶等が守るべき通航方法を定め、その適用区域を指定することで、秩序ある水面利用の適正化を図る。



具体的な整備内容
 滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(平成14年滋賀県条例第52号)が制定されているが、水上オートバイによる騒音及び水質等の問題について関係機関と連携し調査する。

 滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」(昭和30年滋賀県条例第55号)等により適正に管理されることを支援する。



概要

【滋賀県条例の概要】

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例

- ・琵琶湖の自然環境の保全、地域住民の生活環境保全を目的に制定。

滋賀県琵琶湖等水上安全条例

- ・「水上交通の安全確保」、「水上交通に起因して発生する騒音などの防止」等を目的に制定。

条例は、瀬田川洗堰より上流も対象

航行規制水域の指定により 水上オートバイやプレジャーボート等の利用を制限

【瀬田川の現状等】

現在、瀬田川では遊覧船、漁船、カヌーや手漕ぎボートの利用が主。

現状では、水上オートバイ等の利用による問題は発生していない。

フローチャート

河川管理者

瀬田川にて水上オートバイ等の利用による問題発生

連携

滋賀県

滋賀県琵琶湖レジャー利用の適正に関する条例

滋賀県琵琶湖等水上安全条例

水上オートバイやプレジャーボート等の規制水域の設定等

整備効果

航行規制水域の設定等による効果

琵琶湖(瀬田川を含む。以下同じ。)におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減

琵琶湖の自然環境およびその周辺における生活環境の保全

琵琶湖における水上交通の安全確保及び水上の使用に関する事故の防止

提案理由 (代替案含む)

提言

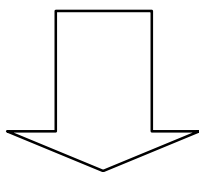
水上バイク・プレジャーボート、釣りなどによる利用については、

水を汚染しない」、

川や湖の生態系を壊さない」、

他人に迷惑をかけない (騒音、ごみ、事故の危険性、違法駐車等)」

ことを基本原則として、利用が適正に行われるよう規制を行う。



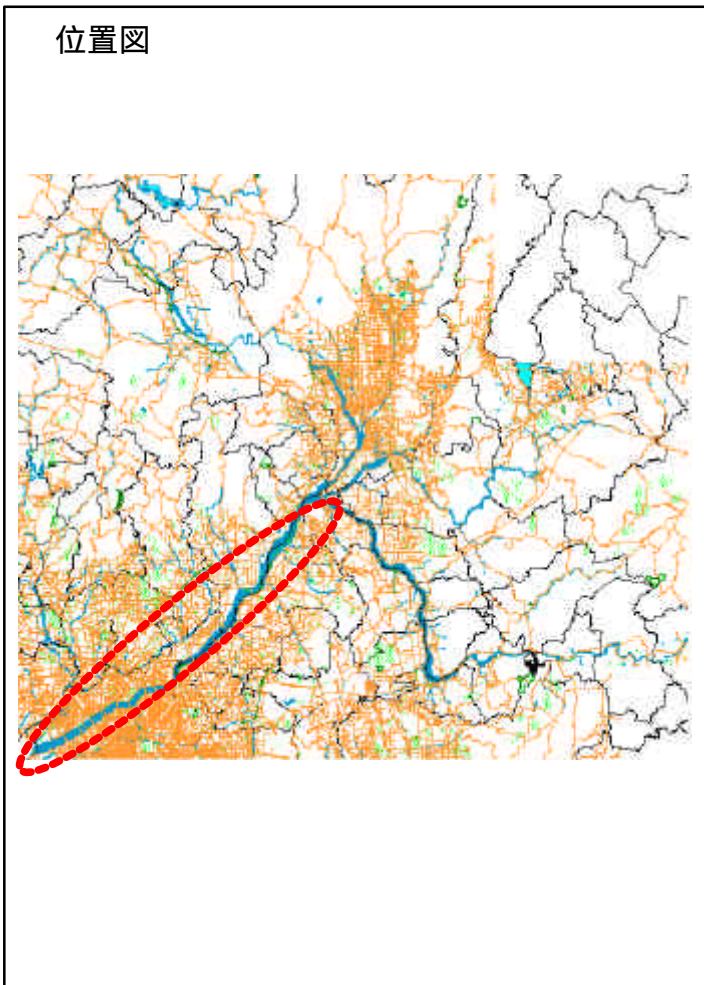
滋賀県域の瀬田川では、関係機関と連携を図りながら問題の解決を図る。

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例
滋賀県琵琶湖等水上安全条例 等

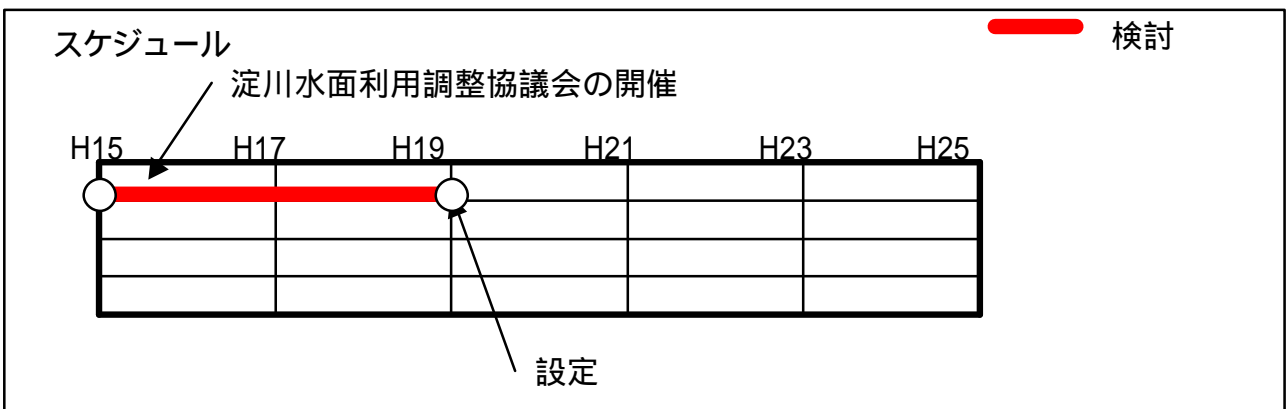
説明資料 (第2稿)での記載箇所	章項目	5.5.1	ページ	p.52	行	20行目
事業名	船舶等の通航規制		河川名	淀川本川		
府 県	大阪府	市町村	沿川市町	地先		

現状の課題
 マリンスポーツの普及から水面利用の多様化が進み、水上オートバイやプレジャーボート等の利用が増えたことにより、騒音・水質汚濁だけでなく利用者間の接触事故も起きている。

河川整備の方針
 水面利用が多様化している箇所については、水面利用協議会等の組織を活用して、船舶等が守るべき通航方法を定め、その適用区域を指定することで、秩序ある水面利用の適正化を図る。



具体的な整備内容
 淀川本川では、水上オートバイやプレジャーボート等レジャー用動力船の通航禁止区域及び通航制限区域を設定する。



体制図

【検討機関】

淀川水面利用調整協議会 (平成 10年 12月設立)

学識経験者

関係行政機関

河川管理者

淀川河口部から大阪府域の三川合流点にかけての国土交通省管理の水面の安全かつ快適な利用を促進することを目的に設置

フローチャート

摂津市一津屋地区での利用

(秩序ある利用を達成)

水質調査の結果、ベンゼン、キシレン等の検出も確認。(新たな問題)

淀川水面利用調整協議会を開催

水上オートバイ、プレジャーボート等レジャー用動力船の通航禁止区域及び通航制限区域の設定を検討

淀川大堰より下流への移設検討

水上オートバイの利用箇所を特定

区域の特定

河川法等に基づき通航禁止区域及び通航制限区域の指定

整備効果

通航禁止区域及び通航規制区域の設定による効果

沿川住民の生活環境の保全 (騒音等)

河川環境の保全

水質汚濁による上水等への影響懸念の回避

水面利用者同士の衝突事故防止

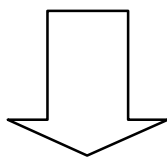
提案理由 (代替案含む)

水上オートバイやプレジャーボート等レジャー用動力船の増加による諸問題

騒音

水質汚濁

利用者同士の接触事故



提言

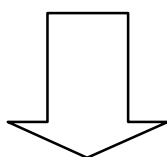
水上バイク・プレジャーボート、釣りなどによる利用については、

水を汚染しない」、

川や湖の生態系を壊さない」、

他人に迷惑をかけない (騒音、ごみ、事故の危険性、違法駐車等)」、

ことを基本原則として、利用が適正に行われるよう規制を行う。



水面利用調整協議会等の組織において検討する。

通航禁止区域の設定

通航制限区域の設定